

# 特許紹介

第26卷 第2號

昭和15年2月

## 地下建造物沈下方法

(特許第132212 説明者 大内二男  
特許権者 株式会社日工務店)

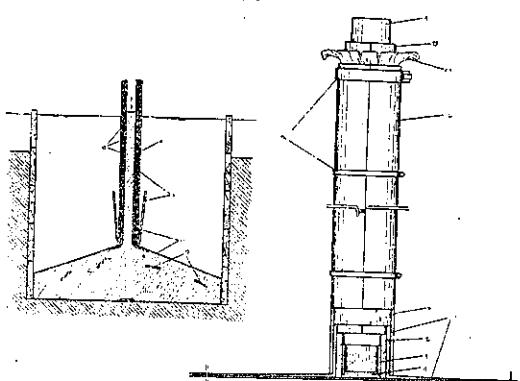
此の發明は特許第128288號（土木學會誌第25卷第4號本欄参照）發明の改良方法であつて、地下建造物各部の沈下の不平均の程度即ち他部に比して何程高位にあるか又は低位にあるかを直ちに知り得るやうにして、沈下の程度を部分的に調節し沈下の進行を平均させやうとするものである。即ち地下建造物内の1個所に中央測定所を設け、建造物の周縁部數個所に於て直立管を設け、各管底を相互に連通させ、且つ之等の互に連通せる管内に一定量の流體を充満させ、各直立管に於ける流體面の高さを中央測定所に於て遠隔測定し得るやうに配設し、之等流體面の高さを測定する方法である。

## 水中コンクリート防水施工法

(特許第132220號  
特許権者 (發明者) 松本三次)

此の發明は、水中コンクリート施工に當り設置された型枠内の所定の構造物に必要な型に製作した防水袋(ハ)を沈下し、之に特殊のパイプを通してコンクリートを注入施工する方法で、上記の特殊パイプとは次の如きである。二重パイプで、内側パイプ(イ)はコンクリート注入用とし、外側パイプ(ロ)は内側パイプ(イ)を自由に出入させる事ができる耐水性のもので且つコンクリートの注入に従ひ其の外側の締付金具(ヘ)を解く事に依り分解してコンクリート中に埋設されるやうに2つ割にしたものである。圖-1は之が作業中の型枠内の状

圖-1.



態を示す。

## コンクリート構造物の補強材配置方法

(特許第132236 説明者 ポフスラウ・ルムル)

## 鑽孔に依り貫通せらるゝ地層の傾斜の方位及角度を決定する装置

(特許第132240 説明者 マルセル・シュリンベルゲル)

鑽孔に依り貫通せられた地中より採取した試料に依り地中の層の走向を知る事はできるが、この事實を利用して更に鑽孔により貫通する地層の傾斜方向及該層の低下方向又は傾斜角度を決定

する方法は既に提案せられてゐるが、本發明は其の改良方法であつて、唯1個の地質試料を使用して地層の傾斜する特性を決定する事ができ、而も地質採取前に豫め標識を地上に於て爲すが如き事ながらしめたものである(圖-2, 3, 4)。

次に此の装置の作用を述べやう。本装置を鑽孔内所望の位置迄降下させた後、導線(8)に電流を供給す。此の電流は線(9)を通して導線(10)に到り、電球(17)に給電しそれより金屬棒(16)を經て本装置の胴體に到り更にそれより本装置の沈下せる泥土を經て接地し回路を閉づ。此の電流通過は同時に下記事項を惹起する

圖-2.

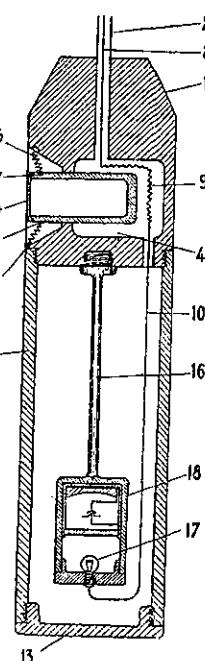


圖-3.

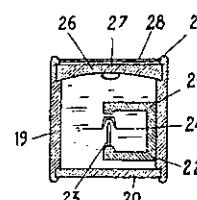
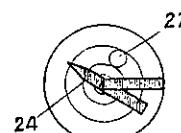


圖-4.



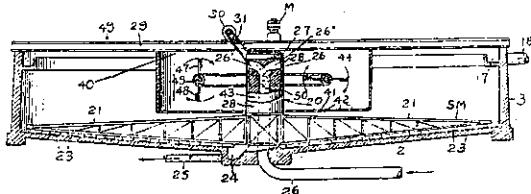
ものである。1) 火薬の爆破及發射體即ち試料採取器(3)の發射、2) 電球の點火及其の結果寫眞乳剤(28)を感光せしめて之に投げられた暗影に依り下記を記錄す(圖-4)。(a)鑽孔内に於ける裝置の方位を示す磁針の位置(b)前記磁針の支承の腕(25)の位置、此の位置は例へば發射の軸線の方向を示す標識を成す。(c) 鑽孔は傾斜すれば水準器の氣泡(27)に依り該鑽孔の傾斜及方位。

### 結合せる叢集並に沈澱裝置

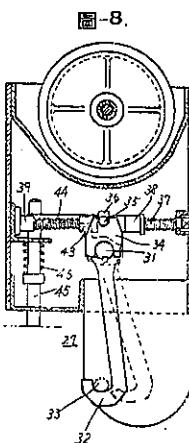
(特許第132383號 発明者 ドール カムバニー シンコルボレイツ)

此の發明の目的は、結合せる叢集(フロッキュレイション)並に沈澱裝置一單一の裝置-を提供し、其の裝置に於ける結合の效率を單獨の效率よりも良好ならしめんとするものである。其の裝置は、流出口を有する槽(1)と、沈澱物排出口(24)と、其の排出口に泥滓の如き沈澱物を推動する移動機構(SM)と、槽内に在る中空構造物即ち支柱(43)と、流入裝置より成るもので、最後の流入裝置は中空構造物の中空内部(50)が、形成する昇流部分と、前記構造物に關聯して昇流部分(50)から来る流入物を處理し、懸吊せる圓體を沈定し得べき叢集物(フロック)に集結せしめる爲の叢集手段(44)とを含み、叢集せる液體を叢集手段(44)より槽(1)に漂流せしめて槽内にて沈澱に依り其の叢集物より釋放せるやうにしたものである(圖-5)。

圖-5.



此の發明は、水門の角落し溝上に可動枠構(3)を裝置し其の枠構上に巻揚裝置を設け、の角落し溝に添ひ鉤裝置(27)(27')を昇降するやうにし、其の裝置(27)(27')の鐵軸(45)が角落し扉に當つた後の動きを利用して自動的に懸鉤(32)を該扉(2)に懸合し又は引外し得るやうに構成配置したものであり、懸鉤裝置と角落しとの懸脱を自動的に行ひ以て角落しの昇降を簡単ならしめたものである(圖-7, 8)。



#### 螺旋状鉤付コンクリート杭の築造装置

(特許第 132644 請  
(特許権者 藤村銀重郎)

此の裝置は、中空管状主體(1)の周囲に螺旋状鉤(2)を設け且其の先端に對し鉛齒状切削刃を設けたカッター冠體(3)(圖-10)及び前記主體周囲の螺旋と連繫せる螺

圖-9.

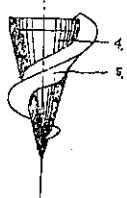
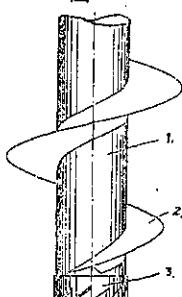
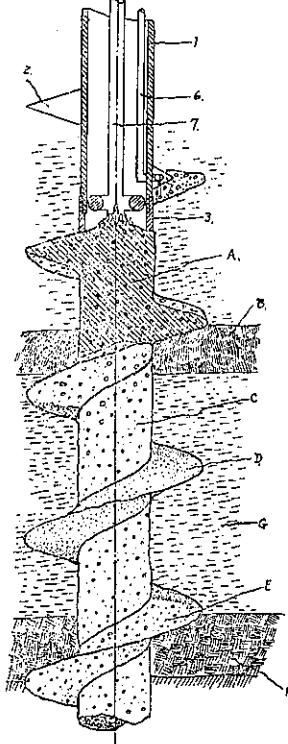


圖-10.



旋状鉤を先端迄有し且尖頭状をなせる土砂壓縮用螺旋冠體(圖-9)を地質の状況に應じ交換自在に具備して成るもので、

圖-11.



本裝置を使用すれば地中に螺旋状鉤付杭のモールドが作製せられ、之を搬戻しつゝコンクリートを注入して鉤付杭を築造し得るものである。

#### セメントの硬化液製造方法

(特許第 132752 請  
(特許権者 武居佐源次)

此の發明は水にベンナイトの粉末を徐々に加へてコロイダル溶液を作り之を主成分と爲し、次に珪酸曹達溶液に硫酸銅及硫酸鐵の溶液を加へて混濁を生ぜしめ之にクローム鹽類を加へ該溶液を透明となし之を前記コロイダル溶液に混和して作るもので、之をセメント混練水と混用してセメントの質を良好ならしむるを目的としたものである。

#### セメントを凝結剤とする建築資料製造方法

(特許第 132859 請  
(特許権者 萩原和三郎)

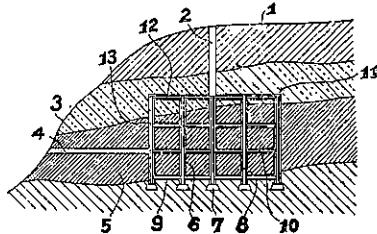
セメントを凝結剤とした土木建築資料たるセメント板、セメント管、セメント・タイル等を製造する場合に、植物纖維をアルカリ溶液に浸漬し充分吸收包孕せしめて更に硫酸鐵又は硫酸銅等の水溶性重金属鹽類の溶液中に浸漬して液を絞拂瀝下して乾燥した後、之をセメントと可溶性珪酸との混捏泥狀中に配合し成形凝固して作る方法であり、之に依り植物性纖維に耐久性並に強靱性を與へ又セメントの密着を助長せしめるものである。

#### 採鑛方法

(特許第 132862 請  
(特許権者 本田保造)

此の方法は從來の採鑛方法に於ける如き採掘不可能なる鑛石を残存せしめるが如き不經濟を除去せんが爲に考案したもので、其の方法は、鑛石層盤中に所要の配置に堅坑(6)を穿ち之に柱(8)を建込み、横梁(10)を架け渡して構格(11)を構成し必要に應じては天井(12)及び側壁(13)を

圖-12.



設けて落盤崩壊を防止して構格内の鑛石を掘鑿するの

である(図-12)。

### 枝杭を有するコンクリート杭構築方法

(特許第 133'98 認  
発明者(特許権者) 鷹村弘義)

此の發明は、施工現場の地中に主幹杭を構築し乍ら主幹杭から分岐する枝杭を簡単に構築し得るやう工夫を凝らしたもので、其の方法は次の如くである。先づ地中に打込んだ外管(1)にコンクリーティを投入して構築した主幹杭(5)に比較的柔軟なコンクリートを投入した後、外管内に枝杭用内管(6)を降下して其の折曲部をコンクリート中に突入れしめ(図-13)、然る後重錘(9)に取付けた螺旋管(10)を内管(6)に沿ふて降下して螺旋管をして下側に開口部を有する折曲部を覆はしめ、次に外管を少しづつ引上げて折曲部自由端を地中の土と直接接觸せしめ更に内管内を上下する細長き打槌(14)にて内管内のコンクリートを打撃して柱筒状コンクリント枝杭(15)を突出させ(図-14)、然る後重錘(9)を螺旋管(10)と共に内管を案内として引上げ、更に内管も外管より引上げ次に外管内に比較的堅練りのコンクリートを投入し、外管内を上下する他の打鎚(3)にて投入コンクリートを捣固め(図-15)、斯くて主幹杭の任意の位置に枝

杭を構成するのである。

### (附) 登録実用新案

中空コンクリート杭を用ひる基礎杭の築造装置  
(第 273617 認 公告 14 年 第 6147 號)  
(實用新案権者 高谷良雄)

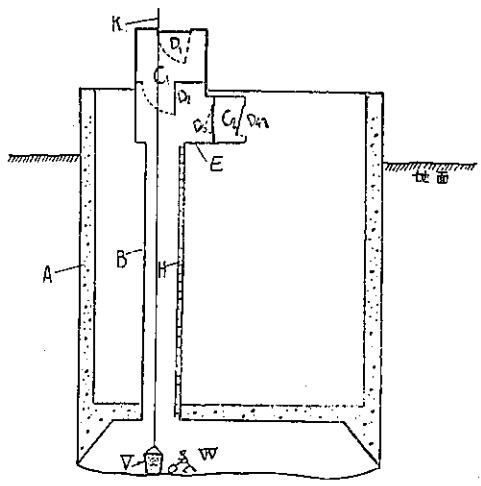
上水沈澄池の汚泥搔き機に於ける傳動装置  
(第 273620 認 公告 14 年 第 9640 號)  
(實用新案権者 田中機械製作所)

鋪装コンクリート道路  
(第 274145 認 公告 14 年 第 9286 號)  
(實用新案権者 墓 清二)

潜函作業用空氣閘装置  
(第 275073 認 公告 14 年 第 9739 號)  
(實用新案権者 有馬安 賦用新案権者 鐵道大臣)

從來の潜函作業用空氣閘にあつては、作業場へ材料を搬入し又は掘削した土砂を搬出する爲の通路と人の出入する通路とを別個に設けない限りは、作業員等の出入する毎に其の間物品の出入を中止しなければならない缺點があつたのに鑑み、物品の運搬作業中と雖も、之を中止する事なくして容易に人の出入を可能ならしめたものである。圖-16 に見る如く、物揚げ用通路(B)の二重密閉扉(D<sub>1</sub>)(D<sub>2</sub>)によつて仕切られた空氣閘(C<sub>1</sub>)よりも奥に支管(E)を設け、之に二重の空氣遮断扉(D<sub>3</sub>)(D<sub>4</sub>)により仕切られた氣圧平均室(C<sub>2</sub>)を構成せしめたのである。

圖-16.



コンクリート用竹筋  
(第 274248 認 公告 14 年 第 9490 號)  
(實用新案権者 宮下正吉)